

(1) 子ども

ア. 「こども基本法」の理念に基づき、子どもの権利条約や子どもの権利を推進するための取り組み

イ. 困難に直面する子どもの生き抜く力を育む居場所づくり

ウ. 虐待予防や養育困難家庭の支援、また里親や特別養子縁組制度など子どもが地域の家庭で暮らすためのモデル的な取り組み

エ. 難病児、医療的ケア児、重度心身障害児など医療依存度の高い子どもとその家族を地域で支える支援拠点づくり

オ. ヤングケアラー・若者ケアラーとその家族を支援する取り組み

カ. 妊娠・出産に困難を抱える女性とその子どものための、産前産後の継続的な支援を拡充する取り組み

キ. 日本の教育における諸課題解決に向けた新たな取り組み

(2) 障害者

ア. 所在する都道府県の平均賃金・工賃を上回る実績を有している団体が、生産活動における新たな手法や仕組みにより、現在の平均賃金・工賃を倍増以上にする取り組み

イ. 福祉的就労に従事する障害者または未就労の障害者に対する新たな手法や仕組みにより一般就労を実現する取り組み

ウ. 重度障害者とその家族の自分らしい暮らしの確保のため、親子共生型、医療的ケア対応型又は強度行動障害対応型のグループホーム等、障害者の地域移行をすすめ、障害者の生活の新たなモデルとなる生活拠点の整備

(3) 高齢者

- ア. 高齢になっても心身の健康の維持又は改善が見込めるようなケアや、個々の事情に寄り添った介護・医療・看護・生活支援が一体となったサポートを提供され、住み慣れた地域で暮らしを最期まで送ることができる生活の拠点整備**
- イ. 認知症等になっても、本人の意思が尊重され住み慣れた地域での暮らしを継続できるように、地域内の多機関が連携して高齢者を支える新しい仕組みづくり**

(4) 社会

- ア. 人工知能(AI)や拡張現実(AR)などの先端技術を使い、既存の手法を超えて、高齢者や障害者の生活や就労における課題を解決するような取り組み**
- イ. 自治体や他支援団体等、多様な関係機関との連携により外国人との共生社会及び外国人が活躍できる社会を促進する取り組み**
- ウ. スポーツやアスリートが持つ影響力・多くの人を巻き込む力を活用して、社会課題に関する一般生活者の意識・行動変容を促し、社会課題の周知や課題解決を促進する取り組み**
- エ. 日本の伝統文化や伝統工芸において、新しい発想と手法を取り入れ、地域が一体となって文化活動を促進させる取り組み**